

Weekly コラム

平成 26 年 8 月 19 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

簡易課税制度見直しで経過措置

平成 26 年度税制改正で消費税の簡易課税制度が見直され、27 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間から金融業、保険業、不動産業の事業者には新しいみなし仕入率が適用されますが、今年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合は旧仕入れ率を適用できる経過措置が設けられました。

この選択届出書の提出は消費税の原則課税と簡易課税の選択に関する手続きで、毎年多くのミスが発生しているものです。

26 年度税制改正では、簡易課税制度について、金融業、保険業、不動産業のみなし仕入率が引き下げられ、現行と比べて課税売上高に掛かる消費税から差し引ける額が減らされました。新税率は 27 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間から適用。しかし、今年 9 月 30 日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合、27 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間であっても、届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する課税期間に

ついては、現行の税率を適用できる経過措置が設けられました。

例えば、原則課税を選択している 3 月決算法人が今年 9 月 30 日に簡易課税制度選択届出書を出した場合、28 年 3 月期と 29 年 3 月期は旧税率が適用されます。一方、今年 9 月 30 日以前であっても、25 年 3 月 31 日以前の提出であれば経過措置が受けられません。3 月決算法人が 25 年 3 月 31 日に提出した場合、「適用開始課税期間」から 2 年を経過する日までに開始する課税期間は 25 年 4 月開始期と 26 年 4 月開始期になり、27 年 4 月開始期はその期間に該当しないためです。

金融業、保険業、不動産業で原則課税を採用していて、これから簡易課税に移行するというのはレアケースかもしれませんが、もし該当するなら期限までに対応しないと税負担が大きく変わってしまうので注意が必要です。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ご不要の際は、配信を中止させていただきます。また、次回からメールでの配信も承っております。その旨、お申し出下されば幸いです。